

令和6年11月14日  
(理事・評議員合同会議決定)

# 「重点提言」

— 厚生労働省関係 —

全国市長会

# 国民健康保険制度等の改善強化に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的で持続可能な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 医療保険制度改革について

(1) 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

また、少子高齢化等の社会環境を踏まえ、今後の医療保険制度の将来像について、国民への丁寧な説明を行うこと。

(2) 被用者保険の適用拡大は、人口減少等に伴い被保険者が減少している国民健康保険において一定の所得を有する生産年齢人口層の離脱が進み、国保の抱える構造的な課題を深刻化させるおそれがあることから、その検討に当たっては、将来を見据えた国保制度や支援等についても併せて十分に検討すること。

(3) 生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、断固行わないこと。

## 2. 国民健康保険財政等について

(1) 国保財政基盤の強化のため、平成 30 年度制度改革以降実施されている公費 3,400 億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

(2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、措置を講じること。

また、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(3) 「保険料水準統一加速化プラン」による都道府県内の保険料（税）水準の統一により生じる急激な保険料（税）率の上昇を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。

(4) こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止に留まらず、都市自治体が独自に実施しているその他の医療費助成に係る同

保険の減額調整措置についても、すべて廃止すること。

- (5) こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- (6) 普通調整交付金が担う財政調整機能は極めて重要であることから、その機能を損なう見直しは行わないこと。

### 3. 医療DXの推進等について

- (1) 医療DXの推進に当たっては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

また、全国医療情報プラットフォームに係る費用負担の全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないようにすること。

- (2) 令和6年12月の被保険者証の廃止に当たり、被保険者や医療機関等に混乱が生じることをないよう周知・広報を行うこと。
- (3) 国保総合システムの改修に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- (4) 市町村事務処理標準システムについては、保険者の活用実態を踏まえた機能改善を図ること。

また、制度の改正や標準化等により発生するシステム改修費用については、保険財政に支障が生じないように、必要な財政措置を講じること。

### 4. 医療費適正化等について

保険者努力支援制度について、必要な予算を確実に確保するとともに、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるようにするなど適切な評価指標とすること。

特に、令和7年度保険者努力支援制度では、こども医療の適正化に係る取組評価指標の導入を予定されているが、各自治体のこども医療費助成制度は保険者として実施しているものではないことから、助成制度の手法を評価す

る指標については見直しを行うこと。

#### 5. 国民健康保険におけるその他制度について

高額医療費負担金について、保険料（税）の引上げに繋がる制度見直しは行わないこと。

また、医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が今後も見込まれるため、特別な支援制度の創設を検討すること。

#### 6. 子ども・子育て支援金制度について

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うとともに、国保の財政運営に影響が生じないよう、システム改修等必要な費用に対し、財政措置を講じること。

#### 7. 後期高齢者医療制度について

- (1) 制度の円滑な運営や保険料上昇の抑制のため、国による負担割合の充実等を図ること。
- (2) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの更改や、制度改正に伴う改修の費用については、都市自治体に追加的な負担が生じないよう、必要な財政措置を講じること。

# 介護保険制度の充実強化に関する重点提言

介護保険制度の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 持続可能な介護保険制度の確立について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国費負担割合の見直しを行うなど、都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実を図ること。

また、調整交付金は別枠化すること。

## 2. 介護人材の確保について

(1) 都市自治体にとって喫緊の課題である介護人材不足解消のため、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、更なる処遇改善等の措置を継続的に講じること。

また、処遇改善加算の手続きについては、事業者の事務負担が軽減されるよう更なる配慮を行うこと。

(2) 介護支援専門員の確保・定着のため、処遇改善加算の対象に追加するなど、抜本的な処遇改善措置を講じること。

また、介護支援専門員の確保・定着に向けて、資格取得要件や更新研修等を見直すなど、就業に係る環境の改善に向けた必要な措置を講じること。

(3) 介護報酬について、近隣自治体との賃金格差を解消するため、地域の実情を反映した地域区分になるよう、今後も継続して見直しを行うなど必要な措置を講じること。

なお、令和6年人事院勧告等を踏まえた見直しを行う場合は、地域の実態を十分に踏まえ、適切な措置を講じること。

## 3. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、都市自治体が地域の実情に応じた必要な人材を確保するため、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異な

る実情等を踏まえ、事業費に係る上限額を廃止すること。

また、円滑な事業実施を行うため、財政措置の充実や保険者に対する事務負担への配慮など、必要な支援措置を講じること。

- (3) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進が図られるよう、今後も継続して必要な予算を確実に確保すること。

また、交付金の評価指標の見直しに当たっては、地域の実情を反映するとともに、都市自治体が安定的な財源として見込めるよう急激な評価基準の変更を行わないこと。

#### 4. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する保険料の軽減措置については、国の責任において必要な財源を確保すること。
- (2) 低所得者の利用料の軽減が図られるよう、財政措置を講じること。

#### 5. 制度改正について

制度改正に当たっては、都市自治体への情報提供や意見聴取を十分に行い、地域間格差が生じることのないよう、事務負担に十分に配慮すること。

#### 6. 介護サービスの基盤整備等について

介護保険事業計画等に基づくサービス提供の円滑な実施のため、都市自治体がより弾力的に施設整備を行えるよう、介護施設の整備や改修に対して財政措置等の支援策を拡充するなど、必要な支援を行うこと。

#### 7. 介護報酬等について

- (1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素でわかりやすい報酬体系を構築すること。
- (2) 地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。
- (3) 令和6年度介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が減額されたが、中小規模の訪問介護事業所の経営状況を圧迫していることから、地域の介護を支える中小規模の訪問介護事業所が安定してサービスを提供できるよ

う、報酬改定の影響を十分に検証し、訪問介護サービスの実態に即した抜本的な見直しを行うなど必要な措置を講じること。

#### 8. 介護DXの推進等について

介護DXの推進に当たっては、介護情報基盤の構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

また、介護情報基盤に係る費用負担を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないよう慎重に検討すること。

特に、運用経費については地域支援事業として財源を確保するとしているが、保険者がすでに実施している同事業の各種サービス等に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じること。

#### 9. 物価高騰対策関係について

介護事業所については、物価高騰の影響により厳しい経営環境に置かれていることから、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置や支援施策の拡充等の支援を講じること。

## 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の 充実強化に関する重点提言

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うとともに、就労支援等自立に向けた施策を推進すること。

また、制度の見直しに当たっては、他の社会保障制度への影響を踏まえ、慎重に検討を行うこと。なお、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、事務負担の軽減、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

(2) 医療扶助費の適正化については、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、慎重に検討すること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。

### 2. 生活困窮者の支援について、生活困窮者自立支援法等に係る事業の円滑な実施のため、必要な情報提供を行うとともに、十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

## 障害者福祉施策の充実強化に関する重点提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が障害者総合支援法等に基づく各事業を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、必要な財源を確保すること。

また、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、各事業の実態に応じて、十分な財政措置を講じること。

2. 障害者の生活実態やニーズ等、地域の実情を踏まえた制度となるよう、制度の拡充や見直しを行うなど、必要な措置を講じること。

また、制度の見直しの際には、自治体への準備期間の確保や、具体的で速やかな情報提供と周知を確実に行うこと。

加えて、これに伴うシステム改修等の準備・運営経費に対して財政措置等を講じること。

3. 障害福祉サービス事業所等が安定的に事業運営し、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、報酬の充実・見直しを行うとともに、人材の確保・育成・定着に係る財政措置や処遇改善等、必要な措置を講じ、障害福祉サービスの充実・強化を図ること。

なお、報酬に関して、令和6年人事院勧告等を踏まえた見直しを行う場合は、地域の実態を踏まえ、適切な措置を講じること。

4. 地域生活支援事業について、事業費が増加傾向にある中、補助額が年々減少している実態を鑑み、事業運営に支障が生じることがないように、十分な財源を確実に確保すること。

また、当該支援事業における必須事業のうち、利用者の生活に欠かせない支援や給付を自立支援給付の対象とする等、制度を見直すこと。

## 地域保健医療施策の充実に関する重点提言

地域保健医療施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医師等の確保及び偏在対策について

(1) 安心して質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、出産・子育て等により離職した医師及び看護師等の再就業に資する支援策を充実すること。

(3) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

2. 医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

特に、医師の働き方改革については、大学の医局等からの医師派遣の中止・削減等により、地域医療の確保や病院運営に支障を来すことがないように、必要な対策を講じること。

### 3. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療

- の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。
- (2) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。
  - (3) 地域医療を支える医療機関が社会経済情勢を踏まえた賃上げ等に対応できるよう、今後も診療報酬改定等により適切な措置を講じること。
  - (4) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、消費税制度の見直しを図るなど、必要な対策を講じること。
4. 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
5. がん対策の一層の充実を図るため、がん検診のDX化を含め、がん検診の総合支援事業を拡充するなど、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。
6. 感染症対策について
- (1) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。  
また、おたふくかぜ、帯状疱疹等のワクチンについて、必要性、費用、有効性等を十分に検証したうえで、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。
  - (2) 新型コロナワクチンの定期接種について、対象者の自己負担額が過大とならないよう、接種費用の助成を令和7年度以降も継続するなど、都市自治体が円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
  - (3) 新興感染症等がまん延した際に、医療等が逼迫する状況が生じないよう、医療提供体制及び保健所体制等の強化に資する十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体や医療機関等が広域的かつ機動的に対応できるよう、必要な法整備や支援策を講じること。

また、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく権限を、希望する指定都市に財源と併せて移譲することについて、十分検討すること。

7. 医療DXの推進に当たっては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

また、全国医療情報プラットフォームに係る費用負担の全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないようにすること。